

平成22年税制改正

《 目次 》

I：法人税の改正

(1) 特殊支配同族会社のオーナー役員給与の損金不算入制度の廃止	1
(2) グループ法人税制の創設	
① 資産譲渡損金の課税の繰り延べ	2
② グループ法人間の受け取り配当金の益金不算入	3
③ グループ法人間の寄付金の全額益金不算入制度	4
(3) 資本取引にかかる税制改正	
① 発行法人への株式の譲渡等についての改正	5
② 清算所得課税の廃止	6
(4) その他の法人税の改正	
① 中小企業投資促進税制の延長	7
② 小額減価償却資産の取得額の損金算入の特例の延長	7
③ 交際費の損金算入限度額の拡大制度の延長	7
④ 中小企業等の欠損金の繰戻還付制度の延長	8

II：所得税の改正

(1) 扶養控除制度の改正	9
(2) 寄付金控除・小規模共済掛金控除制度の改正	
① 寄付金控除の適用下限額の引下げ	9
② 小規模共済制度への加入対象者の拡大	10
③ 中小企業退職金共済制度の加入対象者の拡大	10

III：相続税・贈与税の改正

(1) 定期金に関する権利の評価方法の見直し	11
(2) 小規模宅地の評価方法の見直し	
① 事業・住居を継続しない場合の50%減額を廃止	12
② 共同相続における評価方法の見直し	12
③ 建物の一部に居住していた場合の評価方法の見直し	13
(3) 住宅取得等資金贈与の見直し	
① 住宅取得等資金贈与の非課税枠の拡大	13
② 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の延長	14

I：法人税の改正

(1) 特殊支配同族会社のオーナー役員給与の損金不算入制度の廃止

【現行】

役員数の50%超を同族関係者が占めている同族会社、あるいは、オーナーの同族関係者で占める持ち株割合が90%以上の同族会社に対して、オーナーの役員給与の給与所得控除額相当を損金不算入として課税

【改正】

平成22年4月1日以後終了事業年度から廃止されます。

【効果】

損金不算入の対象企業の業務主宰役員の報酬が20,000,000円の場合の税金減少額

- ・ 損金不算入額 $20,000,000 \times 0.05 + 1,700,000$ 円 = 2,700,000 円
- ・ 税金減少額 80万円～110万円（課税所得により変わる）

【解説】

特殊支配同族会社のオーナー給与の給与所得控除相当額を課税していた理由は「個人では利益全額課税対象となるのに、法人化して役員報酬を取ることにより給与所得控除額相当は課税されないため不公平である」ということにあったが、中小企業経営者の不満が大きいため今回の改正で廃止されることになったものです。ただし、この不公平感に対する懸念も大きいため、この問題の解消のための措置として平成23年度改正での見直しが検討されています。

【例】

- ・ 現行の給与全額に対する給与所得控除に対し、給与の上限を定める方法
- ・ 一般の給与とオーナー社長給与を区別し、それぞれの給与所得控除計算をする方法

(2) グループ法人税制の創設

① 資産譲渡損益の課税の繰り延べ

【現行】

100%グループ子会社間で取引をした場合でも、一般の取引と同様損益を認識し課税されています。

この場合には

- a) 資産に対する支配を継続したまま、利益を出したいときは含み益を持っている資産をグループ会社に売却するとか、利益を減らしたいときは含み損を持っている資産をグループ会社に売却する等して税負担の調整が可能
 - b) グループ内の経営資源の再配置に対しても、過重な税負担が生じる場合があり、事業活動を阻害させる懸念がある
- 等の問題があった。

【改正】

上記問題を解消すべく、100%グループ子会社間の一定の資産の移転により生じる譲渡損益について、その資産がグループ外へ譲渡されるまで譲渡損益を認識せず、課税が繰り延べられることとされました。

このことにより、税負担の調整ができなくなり、また、グループ内の経営資源の再配置が税負担を考慮することなく可能となりました

- ・平成22年10月1日以降の取引から適用されます

【解説】

- a) 100%グループ法人とは？

100%グループに該当する会社とは次のような場合です（例示です）

あ) A社がB社の株式を100%所有している場合のA社、B社

い) A社がB社、C社の株式をそれぞれ100%所有している場合のA社、B社、C社

う) A社がB社の株式を100%、C社の株式を60%所有し、かつ、B社がC社の株式を40%所有している場合のA社、B社、C社

え) 個人DがB社、C社の株式をそれぞれ100%所有している場合のB社、C社

お) 個人DがB社の株式60%、C社の株式70%を所有し、個人Dの親族がB社の株式の40%、C社の株式の30%を所有している場合のB社、C社

か) 個人 D が A 社の株式 100%所有し、D の配偶者が B 社の株式 100%所有している場合の A 社、B 社

注：100%グループ間の譲渡損益の課税の繰り延べの対象となるのは、内国法人間の取引に限られるため、「個人と法人」「外国法人と内国法人」の間での取引は対象とはなりません

b) 譲渡損益の繰り延べの対象となる資産

- ・ 帳簿価額が 1000 万円以上の
固定資産 土地 有価証券（売買目的を除く） 金銭債権
繰延資産

②グループ法人間の受取配当金の益金不算入

【現行】

親会社の子会社から配当金を受け取った場合は子会社にかかる負債利子分は課税されています

【改正】

100%グループ会社から受け取る配当金は全額益金不算入とされます
平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます

【解説】

- ・ 親会社 総資産 10,000 万円
 子会社株式 1,000 万円
 支払利息 100 万円
 子会社からの受取配当金 200 万円

の場合、現行では $100 \text{ 万円} \times 1000 \text{ 万円} / 10000 \text{ 万円} = 10 \text{ 万円}$ が課税され 190 万円は課税されませんが、改正ではこの 10 万円にも課税されなくなり 200 万円全額が益金不算入となります

③グループ法人間の寄付金の全額益金不算入制度

【現行】

親会社の子会社に寄付をした場合（子会社に対する債権放棄等）、その寄付が親会社の今以上の損失を増やさないためにやむを得ずなされたと認められた場合を除いて、寄付金限度額を上回る寄付金額は親会社の損金とはなりません。また、親会社から寄付を受けた子会社はその額を利益として計上し課税されることとなります。

【改正】

100%グループ法人間における寄付金は寄贈側は全額損金不算入になるとともに、受贈側は全額益金不算入となります。

平成22年10月1日以後に発生した寄付金から適用されます

【解説】

100%グループ法人間の取引は内部取引と認められ、同一グループ法人間の二重課税を防止するものです

- ・ 100%グループ法人内の寄付金の取り扱いの比較

	改正前	改正後
受領法人	全額益金算入	全額益金不算入
支出法人	一部損金不算入	全額損金不算入
グループ全体の課税所得	グループ内の寄付は支出法人で一部損金不算入となるため課税所得が増加	グループ内の寄付により課税所得が増加することはない

(3) 資本取引にかかる税制改正

①発行法人への株式の譲渡等についての改正

【現行】

株式を発行した法人に譲渡した場合、みなし配当については受取配当金の益金不算入制度を活用しつつ、株式譲渡損だけを実現させることが可能でした

【改正】

その株式が自己株式として取得されることを予定して取得したものである場合、その譲渡の際に生ずるみなし配当については益金不算入制度を適用しないこととされました。平成 22 年 10 月 1 日以後の譲渡から適用されます

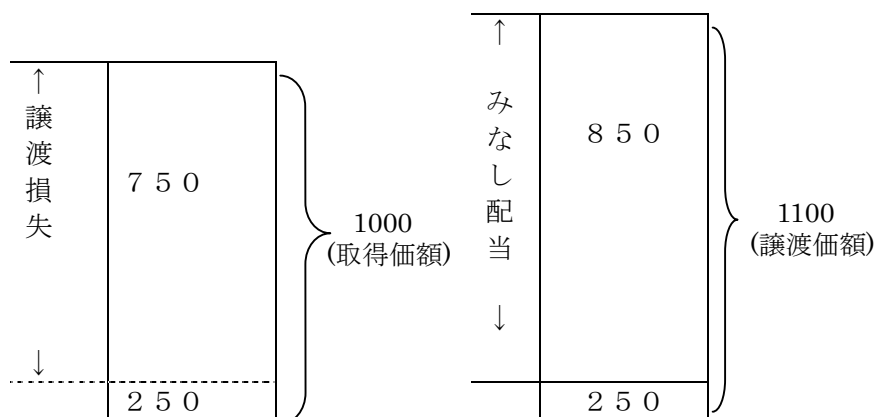
【解説】

B 社が市場で 1000 円(資本金等 250 円)で購入した A 社株式を、A 社の公開買付けで 1000 円で譲渡した場合現行では次のようになります。

- ・ みなし配当 = 譲渡対価 1100 円 - 250 円 = 850 円 → 益金不算入
- ・ 譲渡損 = 取得価額 1000 円 - 250 円 = 750 円 → 損金算入

改正では「その株式が自己株式として取得されることを予定して取得したものである場合」以下のようになります

- ・ みなし配当 = 譲渡対価 1100 円 - 250 円 = 850 円 → 益金算入
- ・ 譲渡損 = 取得価額 1000 円 - 250 円 = 750 円 → 損金算入



②清算所得課税の廃止

【現行】

会社が解散をした場合には、解散日の翌日以降は清算所得課税（残余財産の時価による価額から解散時の資本金等を控除した額に課税）により課税されていました

【改正】

会社が解散した後では清算所得課税がなされていましたが、これを廃止し、通常の所得の課税（益金から損金を差し引いた額に課税）に対して課税されることとなりました。

平成 22 年 10 月 1 日以後の解散から適用されます

【解説】

解散はしたけれど清算ができず、長期間にわたり存続している法人への対応や解散前後での所得課税と清算所得課税の違いを悪用するなどの租税回避行動に対応するために、解散の前後での課税方式を同一としたものです

(4) その他の法人税の改正

① 中小企業投資促進税制の延長

【現行】

中小企業投資促進税制とは資本金 1 億円以下の中小企業等の取得する一定の機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、取得価額の 30% の特別償却、または、取得価額の 7% の税額控除(資本金 3000 万円以下の企業に限る)ができる制度です

【改正】

この制度を平成 24 年 3 月 31 日までに取得し、事業の用に供したものを対象とするとして 2 年間延長されました
ただし、将来的には対象設備の見直しはされることとなりました

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

【現行】

中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、その事業年度の取得価額の合計 300 万円を限度までは、全額損金算入(即時償却)が認められています

【改正】

この制度が平成 24 年 3 月 31 日までの期間に取得し、事業の用に供するものについて適用できるように延長されました

③ 交際費の損金算入限度額の拡大制度の延長

【現行】

資本金 1 億円以下の中小企業においては、交際費の定額控除限度額が 600 万円(従来は 400 万円)とされ、その 90% の額が損金算入できます。この制度は平成 21 年税制改正の追加経済政策として導入されたものです

【改正】

この制度が平成 24 年 3 月 31 日終了事業年度まで 2 年間延長されました

④ 中小企業等の欠損金の繰戻還付制度の延長

【現行】

資本金 1 億円以下の中小企業で当年度で欠損が生じた場合、前年度に納付した法人税を欠損額に応じて還付を受けることができます。この制度は平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度から導入されたものです

【改正】

この制度が平成 24 年 3 月 31 日終了事業年度まで 2 年間延長されました

【解説】

欠損金の繰戻還付制度は本来は本法として決められている制度ですが、国の税収が少なくなったときに収入を確保するために繰戻還付制度を一時凍結していたものがずっと続いていたのです。しかし、先のリーマンショック以後の不況に対して中小企業の資金繰りをまかなう措置として凍結が解除されたのですが、この不況が落ち着いたらまた凍結するのではないかと思われま

Ⅱ：所得税の改正

(1) 扶養控除制度の改正

①扶養控除額の新旧比較

	年齢区分	所得税		住民税	
		【改正前】	【改正後】	【改正前】	【改正後】
年少扶養控除	16歳未満	38万円	廃止	33万円	廃止
特定扶養控除	16～19	63万円	38万円	45万円	33万円
	19～23	63万円		45万円	
成年扶養控除	23～70	38万円		33万円	
老人扶養控除	70以上	48万円		38万円	
		同居老親等 58万円		45万円	

②年少扶養控除と子供手当の支給の関係

- ・ 年少扶養控除の廃止は所得税は平成 23 年分から、住民税は平成 24 年分から
- ・ 子供手当は平成 22 年 4 月からは一人つき額 13000 円支給。平成 23 年度以降は平成 23 年度の予算編成過程で経緯等

(2) 寄付金控除・小規模共済掛金控除制度の改正

①寄付金控除の適用下限額の引下げ

【現行】

特定の寄付金については 5000 円を超えた額が所得から控除されます

【改正】

特定の寄付金について 2000 円を超えた額が所得から控除されることとなりました。これは平成 22 年分の所得から適用されます

②小規模共済制度への加入者の拡大

【現行】

小規模共済掛金は全額所得から控除されますが、小規模共済制度に加入できるのは、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業等は従業員5人以下）の個人事業主又は法人の役員です。したがって、個人事業主の専従者等は加入することができませんでした。（法人が共済制度に加入できるなら、家族がその法人の役員の場合は加入できます）

【改正】

個人事業の場合は家族が一体となって事業を行っていることが多いため、個人事業の配偶者や後継者等の共同事業者まで加入対象者を拡大しようとしています。ただし、この改正はこれらの制度に係る法改正が成立した後に適用されることとされていますので、適用は平成23年度以後になると思われます

③中小企業退職金共済制度の加入対象者の拡大

【現行】

事業の専従者として事業主から専従者給与をもらっている同居親族については、事業主が支払う中小企業退職金共済掛金は事業の経費としては入れることはできません

【改正】

同居親族のみを雇用する事業の専従者および事業主については、中小企業退職金共済制度の加入者として次の措置が講じられることになりました

- 1) その事業主掛金については事業主の所得の計算上必要経費に算入する
- 2) その事業主掛金は専従者の給与所得とはしない
- 3) その専従者が支給を受けた退職金については、一括払い退職金は退職所得とし、年金型は公的年金等控除を適用する

ただし、この改正はこれらの制度に係る法改正が成立した後になるため、適用は平成23年以後になると思われます

Ⅲ：相続税・贈与税

(1) 定期金に関する権利の評価方法の見直し

【現行】

年金保険等毎年一定の金額を受け取る「定期金の権利」については定期金の種類に応じて残存期間や受給者の年齢、あるいは、1年間に受けるべき金額を基準にした評価額が決められています。これは昭和25年当時の金利水準や平均寿命などを勘案して決められていました

【改正】

残存期間や受給者の年齢等を基準にした評価方法ではなく、次のいずれか多い額とされることとなりました

- i) 権利取得時における解約返戻金の額
- ii) 一時金を受け取る場合は一時金の額
- iii) 予定利率等を基に算出した金額

【解説】

昭和25年当時の金利水準や平均寿命等を基にした評価はいかにも現在とは大きく乖離していることと従来の評価方法を用いた節税方法が横行したために改正に踏み切ったものです。例で見るようにかなり評価が増しますので今後はこの方法を利用した節税策はシャットアウトされることとなります

(例)

- ・一時払い年金 1億円
 - ・年金受取期間 40年
 - ・支払開始 1年後
 - ・1年間受取額 250万円
 - ・支給開始後に贈与
 - ・1年後の解約返戻金 9800万円
- (改正前の贈与時の評価額) $250 \text{万円} \times 40 \text{年} \times 20\% = 2000 \text{万円}$
(改正後の贈与時の評価額) 1年後の解約返戻金 = 9800万円
改正前と開始後は7800万円の差が生じます。

この改正の適用は平成22年4月1日から平成23年3月31日までに相続等で取得する定期金に関する権利（その期間内に締結したものに限り）及び平成23年4月1日以後の相続等で取得する定期金に関する権利から適用されます。

したがって、平成22年3月31日までに契約した既存の年金保険契約等で、平成23年3月31日までに相続等により取得した場合に限り、改正前の評価方法によることができます

(2) 小規模宅地の評価方法の見直し

①事業・居住を継続しない場合の50%減額を廃止

【現行】

被相続人の居住用の宅地及び被相続人が経営する会社の事業のために賃貸している宅地を配偶者あるいは後継者が相続する場合は、それを継続して居住したり、事業を続けたりすることにより、その宅地（居住用 240 m²、事業用 400 m²を限度）の評価額の 80%が減額されますが、申告期限までに事業を継続していない場合や居住しない場合も 50%の減額の特例を認めていました

【改正】

申告期限までに事業を継続していない場合や居住しない場合の 50%減額の特例が廃止されました。これは平成 22 年 4 月 1 日からの相続から適用されます。

②共同相続における評価方法の見直し

【現行】

小規模宅地の評価の特例の対象となる宅地を複数の相続人共同で相続した場合は、相続人の一人でも評価の特例の要件に該当すれば、他の共同相続人も評価の特例の適用を受けられます

【改正】

小規模宅地の評価の特例の対象となる宅地を共同相続をした場合、相続開始時から申告期限まで居住を継続しない相続人は、他の相続人が要件を満たしていたとしても評価減の特例は適用できないように改正されました

【解説】

小規模宅地の評価の特例の対象となる宅地を共同相続した場合は、その特例を適用するのは取得した者ごとにその要件を判定すべきであるとして、要件を満たす相続人以外の共同相続人への適用を廃止したものです

(例) 小規模宅地の特例対象の宅地を 配偶者 120 m²、配偶者と同居しない子供が 120 m²を相続した場合

- ・改正前 240 m²すべて 80%減額
- ・改正後 120 m²のみ 80%減額

③建物の一部に居住していた場合の評価方法の見直し

【現行】

建物の一部に被相続人が居住していたような建物の敷地である宅地について、相続にあたって小規模宅地の評価減を適用する場合は、居住用と非居住用とに按分するのではなく、すべての敷地が評価減の対象となるため、床面積に関わらず相続人は 240 m² について小規模宅地の評価減 80%が適用できていました

【改正】

建物の総面積のうち居住用部分の床面積により按分した宅地面積部分については 80%評価減が適用できますが、非居住用部分の床面積部分に応じた宅地には小規模宅地の評価減が適用できないことになりました

【解説】

例えば、5 階建てのアパート（敷地面積 360 m²）の最上階を非相続人の居住用とし、1 階から 4 階までを賃貸しているような場合、居住用の面積としては 5 分の 1 ですが、改正前では小規模宅地の評価減を適用しようと思えば 360 m²の 5 分の 1 の 72 m²ではなく、限度の 240 m²に適用できていました。しかし、今度の改正で小規模宅地の評価減を適用できる面積は、居住用の床面積に応じた宅地面積の 72 m²しかできなくなりました

【適用】

①～③にかかる小規模宅地の評価方法の見直しの適用は平成 22 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により宅地を取得したときから適用されます

(3) 住宅取得等資金贈与の見直し

①住宅取得等資金贈与の非課税枠の拡大

【現行】

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 2 年間に、その 1 月 1 日において 20 歳以上である者が、その者の直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けて一定の新築住宅等を取得した場合は、500 万円までは贈与税が非課税とされていました

【改正】

平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までにその年の 1 月 1 日で 20 歳以上である者が、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受け一定の新築住宅等を取得した場合は 1500 万円を限度として贈与税を課さないこととされました。ただし、改正前にはなかった受贈者の所得は 2000 万円以下に制限されることになりました

【解説】

所得制限が新たに入れられたため、所得が 2000 万円を超える人は平成 22 年以後は基本的には住宅取得資金の贈与の非課税の特例は受けられないのですが、平成 22 年度に限っては改正前の 500 万円の非課税の特例と 1500 万円の非課税特例を選択して適用できることとされました。したがって、所得が 2000 万円以上の人でも平成 21 年度に 500 万円の非課税の特例を受けていない人は 500 万円の非課税特例を受けることができます

②住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の延長

【現行】

相続時精算課税制度は原則 2500 万円までが非課税とされていましたが、住宅取得等資金に係る特例として 1000 万円を上乗せし合計 3500 万円までとされていました。また、平成 21 年まで贈与者の年齢制限はありませんでした

【改正】

住宅取得等資金の贈与税の非課税枠が拡大されたため、相続時精算課税制度での住宅取得等資金に係る特別控除の 1000 万円が廃止されました。贈与者の年齢(65 歳未満でも適用可)については 2 年間延長されました

	<平成 21 年>	<平成 22 年>		<平成 23 年>
(暦年贈与の場合)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非課税枠 (500万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">基礎控除 (110万円)</div> <p>最大 610 万円</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非課税枠 (500万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">基礎控除 (110万円)</div> <p>最大 610 万円</p>	<p>又は (選択適用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非課税枠 (1,500万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">基礎控除 (110万円)</div> <p>最大 1,610 万円</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非課税枠 (1,500万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">基礎控除 (110万円)</div> <p>最大 1,610 万円</p>
	(所得制限)	なし	なし	あり
(相続時精算課税の場合)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非課税枠 (500万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">特別控除 (1,000万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">精算課税 (2,500万円)</div> <p>最大 4,000 万円</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非課税枠 (500万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">精算課税 (2,500万円)</div> <p>最大 3,000 万円</p>	<p>又は (選択適用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非課税枠 (1,500万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">精算課税 (2,500万円)</div> <p>最大 4,000 万円</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">非課税枠 (1,500万円)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">精算課税 (2,500万円)</div> <p>最大 4,000 万円</p>
	(所得制限)	なし	なし	あり